

電気通信主任技術者および工事担任者の資格者証交付申請期間の延長について（重要）

「平成 28 年 5 月 10 日（火）」

熊本県熊本地方の地震により被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

電気通信主任技術者及び工事担任者の資格者証交付申請期間の延長対象者および延長後の満了日につきましては、総務省告示第 202 号（平成 28 年 5 月 9 日）をもって、下記の通り告示されましたのでお知らせいたします。

記

1. 電気通信主任技術者の資格者証交付申請期間の延長

(1) 対象者

災害救助法適用区域に居住する方で、平成 28 年 2 月 15 日付けで試験に合格した方

(2) 延長後の満了日

平成 28 年 9 月 30 日

2. 電気通信主任技術者の資格者証の交付申請先・お問い合わせ先

電気通信主任技術者試験を受験した試験地を管轄する総合通信局等

（総合通信局等一覧：<http://www.shiken.dekyo.or.jp/chief/exam/pass.html>）

注 1：災害救助法適用区域（内閣府）

http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160415_01kisya.pdf

注 2：平成 27 年 12 月 14 日付けで工事担任者試験に合格された方

直近に実施しました平成 27 年度第 2 回工事担任者試験（試験日：平成 27 年 11 月 22 日）を受験し、平成 27 年 12 月 14 日付けで合格された方は、資格者証交付申請期限である合格した日から 3 か月以内の期限をすでに経過しておりますので、期間延長の対象となりません。

なお、今般の告示における工事担任者に関する規定は、災害救助法適用区域に居住する方で、平成 28 年 1 月 15 日から同年 4 月 20 日までの間に工事担任者の養成課程を修了した方が対象で、延長後の満了日は、平成 28 年 9 月 30 日です。